

2 支給額の算出

定額減税調整給付金は、推計所得税額と住民税所得割額が、定額減税可能額に満たない人が対象です。

(1) 所得税分

定額減税可能額 3万円 × (本人 + 扶養親族数)	令和6年分推計所得税額	定額減税可能額に 満たない額 (①)
60,000 円	4,200 円	55,800 円

(2) 住民税所得割分

定額減税可能額 1万円 × (本人 + 扶養親族数)	令和6年度分 住民税所得割額	定額減税可能額に 満たない額 (②)
20,000 円	17,300 円	2,700 円

(3) 定額減税調整給付金

定額減税可能額に 満たない額 (①)	定額減税可能額に 満たない額 (②)	定額減税可能額に 満たない額 (③)
55,800 円	2,700 円	58,500 円
<p>定額減税調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)</p> <p>誤：「-」 正：「+」</p>		6万円

こちらに記載されている金額は正しい計算式で算出した金額です。